

■要素2：「ADL区分」

ADL 0~10点	ADL 11~22点	ADL 23~24点
ADL区分 1	ADL区分 2	ADL区分 3

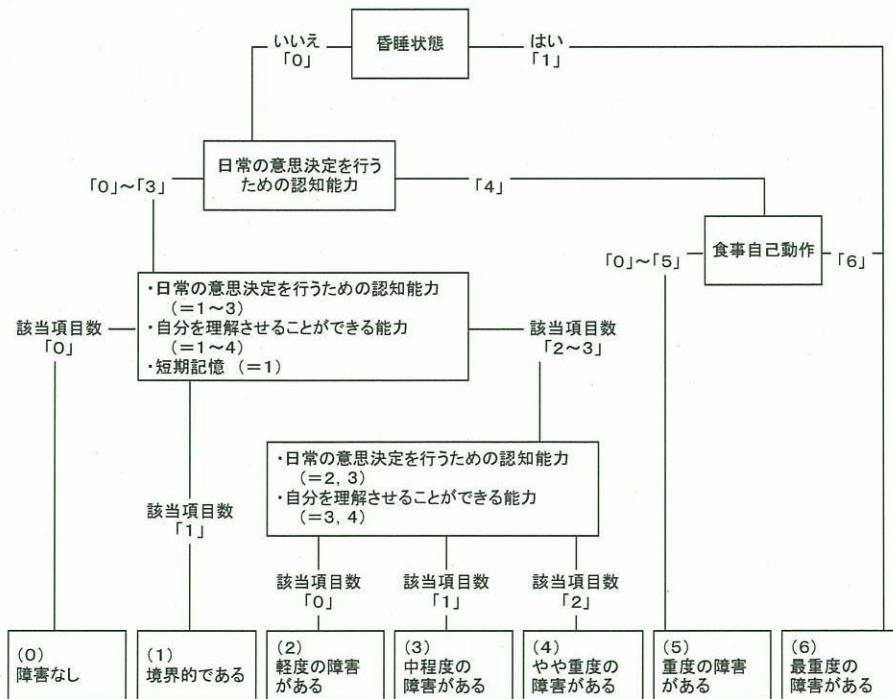
<ADL得点の評価方法>

4つの動作について評価し、その合計得点をADL得点とする。

	自立	準備	観察	部分的な援助	広範な援助	最大の援助	全面依存	本動作なし
ベッド上の可動性	0	1	2	3	4	5	6	6
移乗	0	1	2	3	4	5	6	6
食事	0	1	2	3	4	5	6	6
トイレの使用	0	1	2	3	4	5	6	6

■要素3：「認知機能障害加算」

「医療区分1」もしくは「医療区分2」かつ「ADL区分1」の対象者のうち、CPS(Cognitive Performance Scale)により「CPS3」～「CPS6」と評価された者。



2. 患者分類方法に関する検討

□以下のような調査結果と観点から見直しを行った。

①「患者分類試案妥当性調査」結果

- 1) 療養病棟の役割に関する主な結果
- 2) 医師による「医療区分」に対する妥当性評価の主な結果

②患者分類方法の統計的観点等からの検討

- 1) 患者1人1日当たりケア時間の集計範囲（職種、ケア内容）の見直し
- 2) 患者1人1日当たり費用の作成（人件費に薬剤費、特定保険医療材料費を加えたもの）
- 3) 医療区分の統計的観点等からの検討
- 4) ADL区分の統計的観点等からの検討
- 5) 認知機能障害加算の統計的観点等からの検討